教職大学院について

◆平成20年度開設教職大学院一覧

<u> </u>	▼平成20年度用政教職人子院一見							
	区分	大 学 院 名	研究科·専攻名	入学定員	位 置			
1	国 立	北海道教育大学大学院	教育学研究科 高度教職実践専攻	人 45	北海道			
2	"	宮城教育大学大学院	教育学研究科 高度教職実践専攻	32	宮城県			
3	"	群馬大学大学院	教育学研究科 教職リーダー専攻	16	群馬県			
4	"	東京学芸大学大学院	教育学研究科 教育実践創成専攻	30	東京都			
5	"	上越教育大学大学院	学校教育研究科 教育実践高度化専攻	50	新潟県			
6	"	福井大学大学院	教育学研究科 教職開発専攻	30	福井県			
7	"	岐阜大学大学院	教育学研究科 教職実践開発専攻	20	岐阜県			
8	"	愛知教育大学大学院	教育実践研究科 教職実践専攻	50	愛知県			
9	"	京都教育大学大学院	連合教職実践研究科 教職実践専攻	60	京都府			
10	"	兵庫教育大学大学院	学校教育研究科 教育実践高度化専攻	100	兵庫県			
11	"	奈良教育大学大学院	教育学研究科 教職開発専攻	20	奈良県			
12	"	岡山大学大学院	教育学研究科 教職実践専攻	20	岡山県			
13	"	鳴門教育大学大学院	学校教育研究科 高度学校教育実践専攻	50	徳島県			
14	"	長崎大学大学院	教育学研究科 教職実践専攻	20	長崎県			
15	"	宮崎大学大学院	教育学研究科 教職実践開発専攻	28	宮崎県			
	国立計	15大学		571 人				
16	私立	創価大学大学院	教職研究科 教職専攻	25	東京都			
17	"	玉川大学大学院	教育学研究科 教職専攻	20	東京都			
18	"	早稲田大学大学院	教職研究科 高度教職実践専攻	70	東京都			
19	"	常葉学園大学大学院	初等教育高度実践研究科 初等教育高度実践専攻	20	静岡県			
	私立計	4大学		135 人				
	合 計	19大学		706 人				

◆平成21年度開設(予定)教職大学院一覧

	区 分	大 学 院 名	研究科·専攻名	入学定員	位 置
				人	
1	国 立	山形大学大学院	教育実践研究科 教職実践専攻	20	山形県
2	"	静岡大学大学院	教育学研究科 教育実践高度化専攻	20	静岡県
3	"	福岡教育大学大学院	教育学研究科 教職実践専攻	20	福岡県
	国立計	3大学		60 人	
4	私立	聖徳大学大学院	教職研究科 教職実践専攻	30	千葉県
5	"	帝京大学大学院	教職研究科 教職実践専攻	30	東京都
	私立計	2大学		60 人	
	合計	5大学		120 人	

教職大学院制度の概要

1. 教職大学院の位置付け

(1) 開放制との関係

引き続き「開放制」の原則の下、教員としての基礎・基本は学部段階で育成することを前提としつつ、大学院段階の教員養成・再教育の充実を図るために導入。

(2) 「教職大学院」の制度化

教職課程改善の一つのモデルとして、一般の専門職大学院制度の中で、法科大学院と同様に、一定の枠組みを有する特別の専門職大学院として、教員養成に関する専門職大学院(教職大学院)制度を創設。

(平成19年3月1日専門職大学院設置基準等改正、平成20年4月19大学で開設(国立15大学、 私立4大学)、平成21年4月に新たに5大学で開設予定(国立3大学、私立2大学))

2. 教職大学院の主な目的・機能

- ① 学部段階での教員としての基礎的・基本的な資質能力を修得した学生の中から、さらに実践的指導力を備えた、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成。
 - (一種免許状未取得の学生は、専門職大学院在学中に学部の教職科目の履修と併行で履修(大学の判断で合わせて3年の長期在学コースも可能。))
- ② 現職教員を対象に、将来、地域における指導的教員・学校管理者となる上で不可欠な確かな指導理論と実践力・応用力を備えた、スクールリーダーの養成。
- ※ これ以外の教育分野の専門職大学院については、各大学の自主的な検討により、一般の専門職大学院として設置されることも含め、先導的・意欲的な取組の推進を期待。

3. 教職大学院の具体的な仕組み

具体的な仕組みについて、専門職大学院設置基準等に教職大学院固有の名称や特例を規定。

① 修業年限:

- ○標準2年
- 〇現職教員に配慮した短期履修コース(1年)、長期在学コース(3年)も開設可。

② 修了要件:

- ○2年以上在学し、45単位以上修得。
- ○10単位以上は、連携学校などにおける実習を義務化。
- ○現職経験をもって一定程度まで実習とみなすことができる。
 - (→現職教員は事実上1年での修了が可能)。

③ 教育課程・方法:

- 〇確かな「授業力」と豊かな「人間力」の育成を目指したカリキュラムを編成。
- ○事例研究、フィールドワーク等を積極的に導入した「理論と実践の融合」。
- ○各大学に共通するカリキュラムの枠組・基本的要素を設置基準上明確化。

④ 教員組織:

- ○専門分野に関し高度の指導能力のある専任教員を一定程度置く(最低11人以上)。
- 〇高度な実務能力を備えた指導スタッフ(実務家教員)の義務付け(必要専任教員の4割以上)。

⑤ 連携協力校:

○「現場重視」の教員養成のため、市中の学校から連携協力校の設定を義務付け。

⑥ 学 位:

〇米国の「M.Ed」に対応する「教職修士(専門職)」を授与(学位規則で明確化)。

⑦ 教員免許状:

○現行の専修免許状を授与。

<u>8) 認証評価:</u>

〇大学、学校、教育委員会等関係者で構成する全国的な認証評価機関を創設し、不断の改善システムを構築。

9 その他:

○給与、採用選考等の処遇については、修了者の実績等を勘案しつつ、各任命権者において検討。 ○各大学の主体的な設置構想が前提。特に国立大学は他の大学のモデルとなり得る計画を有する 大学から整備。